美里町文化会館条例施行規則

平成２８年９月２６日
規則第２６号

（趣旨）

第１条　この規則は、美里町文化会館条例（平成１９年美里町条例第３５号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

（使用許可）

第２条　条例第６条の規定により文化会館の使用の許可を受けようとする者は、文化会館使用許可申請書（様式第１号）を町長に提出し、その許可を受けなければならない。

２　前項に規定する申請は、使用開始１年前から１０日前までに町長に提出しなければならない。ただし、町長が特に必要と認めるときは、この限りでない。

３　町長は、第１項に規定する申請に対し、許可するときは、文化会館使用許可書（様式第２号）を当該申請者に交付しなければならない。

（使用許可の変更等）

第３条　前条第３項の規定により使用許可を受けた事項の内容を変更する場合は、文化会館使用許可変更申請書（様式第３号）を町長に提出し、その変更の許可を受けなければならない。

２　町長は、前項に規定する申請に対し、許可するときは、文化会館使用許可変更許可書（様式第４号）を当該申請者に交付しなければならない。

（使用者の遵守事項）

第４条　条例第７条第４号の規定により、町長が定める使用者の遵守事項は、次に掲げる事項とする。

（１）　入場人員は、収容定員を超えないこと。

（２）　使用許可を受けた施設以外の施設に立ち入らないこと。

（３）　使用許可を受けた設備、器具以外使用しないこと。

（４）　許可を受けないで広告物等の掲示、配布又は看板立札等の設置を行わないこと。

（５）　許可を受けないで施設内又は敷地内において、金品の寄附募集、募金募集等を行わないこと。

（６）　感染症患者、めいてい者及び火器凶器等の危険物を携帯し、又は動物を伴う者（身体障害者補助犬等を除く。）その他施設内の秩序風俗を乱すおそれがあると認められる者を入館させないこと。

（７）　火災及び盗難の防止に留意すること。

（８）　指定した場所以外において飲食し、喫煙し、又は火気を使用しないこと。

（９）　使用に係る施設内の秩序を保持するために必要な措置を講ずること。

（１０）　前各号に掲げるもののほか、管理上必要な指示に従うこと。

（設備器具等の使用料）

第５条　条例別表に規定する規則で定める設備器具等使用料の額は、別表のとおりとする。

（使用料の減免）

第６条　条例第１０条の規定により、使用料を次に掲げる区分により軽減し、又は免除する。

（１）　条例第１０条第１号、第３号又は第４号のいずれかに該当するとき。　１０割

（２）　条例第１０条第２号に該当するとき。　５割

（３）　町長が特別の事由があると認めるとき。　町長が認める割合

２　使用料の減免を受けようとする者は、文化会館使用料減免申請書（様式第５号）を町長に提出しなければならない。

３　町長は、減免の申請があったときは、減免の可否を決定し、文化会館使用料減免決定通知書（様式第６号）を当該申請者に交付しなければならない。

（使用料の返還）

第７条　条例第１１条ただし書の規定により町長が返還する使用料は、次のとおりとする。

（１）　条例第１１条第１号又は第２号の規定のいずれかに該当するとき。　全額

（２）　条例第１１条第３号に該当するとき。　町長が認める額

２　使用料の返還を受けようとする者は、文化会館使用料返還申請書（様式第７号）を町長に提出

しなければならない。

３　町長は、文化会館施設使用料の返還について承認したときは、文化会館使用料返還決定通知書（様式第８号）を当該申請者に交付しなければならない。

（入館の規制等）

第８条　町長は、施設の秩序を乱し、若しくは他の入館者に迷惑を及ぼし、又は管理上必要な指示に従わない者の入館を禁止し、又は退館を命ずることができる。

（指定管理者に管理を行わせる場合における規定の適用）

第９条　条例第１５条の規定により指定管理者に管理を行わせる場合において、第２条及び第３条中「町長」とあるのは「指定管理者」と読み替えるものとする。

（利用料の返還）

第１０条　指定管理者は条例第１７条第４項の規定により使用料金の全部又は一部を返還することができる。ただし、返還する使用料金の額は、第７条第１項の規定によるものとする。

（利用料の減免）

第１１条　条例第１７条第５項に規定する規則で定める場合は、条例第１０条各号のいずれかに該当する場合とする。

２　第６条の規定は、指定管理者が使用料金を減免する場合に準用する。この場合において同条中「条例第１０条の規定」とあるのは、「条例１７条第５項の規定」と、「町長」とあるのは「指定管理者」と、「使用料」とあるのは「利用料金」と読み替えるものとする。

（様式の特例）

第１２条　指定管理者に管理を行わせる場合において、第２条及び第３条に規定する様式第１号から様式第４号までの規定については、町長の承認を得て指定管理者が別に定めることができる。

（補則）

第１３条　この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附　則

この規則は、平成２８年１０月１日から施行する。

別表（第５条関係）

分類	名称	単位	１時間当たりの金額
照明器具	調光装置	１台	５４０円
	シーリングスポットライト	１台	３０円
	サイドスポットライト（1F・2F）	各フロア１対	３９０円
	フットライト（６０W×９０灯　４CIR）	１列	１１０円
	花道フットライト（６０W×３６灯　２CIR）	１列	５０円
	ボーダーライト（２００W×７２灯　４CIR）	１列	２８０円
	第１・第２サスペンションライト	１台	３０円
	第３サスペンションライト	１台	３０円
	アッパーホリゾントライト（上下各８CIR）	１列	６５０円
	ロアーホリゾントライト（上下各３CIR）	１列	２３０円
	クセノンピンスポットライト（２kw　２台）	１台	５３０円
	エフェクトマシン（先玉、ディスク付）	１台	２７０円
	ステージスポットライト（スタンド付）	１台	３０円
	ミラーボール	１台	８０円
	スモークマシン	１台	２７０円
音響設備	拡声装置	１式	４１０円
	ワイヤレス拡声器（マイク別）	１式	６０円
	ステージスピーカー	１対	１４０円
	モニタースピーカー（はね返り）	１対	８０円
	カセットテープレコーダー	１台	１４０円
	ダイナミックマイク	１本	８０円

	コンデンサーマイク（電池別）	１本	１４０円
	ワイヤレスマイク（電池別）	１本	１４０円
	可搬式ミキサー	１台	２７０円
	CDプレーヤー	１台	１４０円
	MDプレーヤー	１台	１４０円
	ダイレクトボックス	１台	３０円
	リニアPCMレコーダー	１台	１４０円
舞台装置	所作台	１式	８１０円
	平台（開き足、箱足、木台を含む。）	１枚	４０円
	鉄ごま	１組	２７０円
	木支木	１台	２０円
	金屏風	１双	２７０円
	緋毛せん	１枚	３０円
	上敷	１枚	３０円
	高座用座布団	１枚	３０円
	演壇	１式	８０円
	司会者台	１式	３０円
	指揮台（譜面台付）	１台	６０円
	コントラバス用椅子	１個	３０円
	ピアノ椅子（単体で使用する場合）	１個	２０円
	音響反射板	１式	５５０円
	譜面台	１台	２０円
	竹羽目	１式	２７０円
	松羽目	１面	２７０円
	映写スクリーン	１面	５４０円
その他	ピアノCF（調律料利用者負担）	１台	５４０円
	ピアノＧ３Ｅ（調律料利用者負担）	１台	２７０円
	浴室	１式	１４０円
	各室冷暖房機	１台	１４０円
	持込器具（１kwにつき）（音響・照明・道具・その他）	１式	１４０円
冷房料（大ホール使用時）		１回	３，０００円
暖房料（大ホール使用時）		１回	３，０００円
清掃料（大ホール使用時）		１回	１４，０４０円

備考

１　使用料を算定する場合において、確定金額に１０円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。

２　上記金額には、消費税法（昭和６３年法律第１０８号）第２９条に規定する税率を乗じて得た消費税に相当する額及び当該消費税額に地方税法（昭和２５年法律第２２６号）第７２条の８３に規定する税率を乗じて得た地方消費税に相当する額を含む。

様式第１号(第２条関係)

文化会館使用許可申請書

年　　月　　日

美里町長　殿

申請者　住　　所
団 体 名
代表者名
電話番号

美里町文化会館条例第６条第１項の規定により、下記のとおり申請します。

記

<table>
<tr><td>使 用 目 的</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>使用年月日</td><td colspan="8">年　　月　　日(　　)　　時　　分 ～　　時　　分
年　　月　　日(　　)　　時　　分 ～　　時　　分</td></tr>
<tr><td>使 用 施 設</td><td colspan="8">大ホール、練習室 (第１練習室、第２練習室)、ホワイエ
楽　屋 (第１楽屋、第２楽屋、第３楽屋)、浴室</td></tr>
<tr><td rowspan="3">開催時間及び
入場予定人数</td><td></td><td>準備</td><td>リハーサル</td><td>開場</td><td>開演</td><td>終演</td><td>退館</td><td>人数</td></tr>
<tr><td>1 回 目</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>2 回 目</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>入場料の有無</td><td colspan="4">有
・　入場料等金額　　円
無</td><td>使用料に
乗ずる率</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>使用附帯設備</td><td colspan="8">照明器具・音響設備・舞台装置・楽器・冷暖房・　その他(　　)</td></tr>
<tr><td>その他の行為</td><td colspan="8">1　物品の販売　2　物品の展示　3　飲食物の提供　4　寄附金の募集
5　その他(　　)</td></tr>
<tr><td>使 用 責 任 者</td><td colspan="8">住所
氏名　　連絡先電話</td></tr>
</table>

様式第２号(第２条関係)

文化会館使用許可書

第　　号
年　月　日

様

美里町長　　印

年　月　日付けで申請のありました文化会館の使用について、下記のとおり許可します。

記

<table>
<tr><td>使用目的</td><td colspan="8"></td></tr>
<tr><td>使用年月日</td><td colspan="8">年　月　日(　)　時　分 ～ 時　分
年　月　日(　)　時　分 ～ 時　分</td></tr>
<tr><td>使用施設</td><td colspan="8">大ホール、練習室（第１練習室、第２練習室）、ホワイエ
楽　屋（第１楽屋、第２楽屋、第３楽屋）、浴室</td></tr>
<tr><td rowspan="3">開催時間及び入場予定人数</td><td></td><td>準備</td><td>リハーサル</td><td>開場</td><td>開演</td><td>終演</td><td>退館</td><td>人数</td></tr>
<tr><td>１回目</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>２回目</td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr>
<tr><td>入場料の有無</td><td colspan="4">有
・　入場料等金額　　円
無</td><td>使用料に乗ずる率</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>使用附帯設備</td><td colspan="8">照明器具・音響設備・舞台装置・楽器・冷暖房・　その他(　　)</td></tr>
<tr><td>その他の行為</td><td colspan="8">1　物品の販売　2　物品の展示　3　飲食物の提供　4　寄附金の募集
5　その他(　　)</td></tr>
<tr><td>使用責任者</td><td colspan="8">住所
氏名　　連絡先電話番号</td></tr>
<tr><td>留意事項</td><td colspan="8">・施設は許可を受けた範囲内で使用してください。使用権利を譲渡すること、転貸することは禁じます。
・会場に収容する人員は、定員を超えることはできません。
・火災、盗難、事故等の発生防止に努めてください。
・準備と後片付けに要する時間も使用許可時間に含まれますので、使用時間を厳守願います。
・使用中に建物施設その他器具等を破損したとき、紛失したときは、相当額の弁償をしていただきます。
・使用許可申請書に偽りの記載があった場合又は管理上必要な係員の指示に従わない場合は、使用を停止し、取り消すことがあります。</td></tr>
</table>

様式第３号(第３条関係)

文化会館使用許可変更申請書

年　　月　　日

美里町長　殿

申請者　住　　所
団 体 名
代表者名
電話番号

下記のとおり使用許可事項を変更したいので、下記のとおり申請します。

記

使用許可年月日		年　　月　　日		
使用年月日		変更前　　年　　月　　日(　　)　時　　分 ～　時　　分 変更後　　年　　月　　日(　　)　時　　分 ～　時　　分		
使用目的				
変更の内容	理　　由			
	施　　設	大ホール、練習室（ 第１練習室、第２練習室 ）、ホワイエ 楽　屋（ 第１楽屋、第２楽屋、第３楽屋 ）、浴室		
	附帯設備等			
既納使用料		金　　円	納付年月日	年　　月　　日
備考		美里町文化会館使用許可書を添付		

様式第４号(第３条関係)

文化会館使用許可変更許可書

第　　号
年　月　日

様

美里町長　　印

年　月　日付けで申請のありました文化会館の使用許可変更申請について、下記のとおり許可します。

記

使用許可年月日		年　月　日
使用年月日		変更前　年　月　日(　)　時　分～　時　分 変更後　年　月　日(　)　時　分～　時　分
使用目的		
変更の内容	理由	
	施設	大ホール、練習室（第１練習室、第２練習室）、ホワイエ 楽　屋（第１楽屋、第２楽屋、第３楽屋）、浴室
	附帯設備等	
既納使用料		金　　円
変更後使用料		金　　円
追加使用料		金　　円
返還使用料		金　　円
備考		

様式第５号(第６条関係)

文化会館使用料減免申請書

年　　月　　日

美里町長　殿

申請者　住　　所
団 体 名
代表者名
電話番号

美里町文化会館条例第１０条の規定により、文化会館使用料の減免を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使用許可年月日	年　　月　　日		
使用年月日	変更前　　年　　月　　日(　　)　　時　　分 ～　　時　　分 変更後　　年　　月　　日(　　)　　時　　分 ～　　時　　分		
使用施設	大ホール、練習室（第１練習室、第２練習室）、ホワイエ 楽　屋（第１楽屋、第２楽屋、第３楽屋）、浴室		
使用目的			
入場料の有無	有　・　無	入場料等金額 (有の場合)	
減免を受けようとする理由			
備考	美里町文化会館使用許可書を添付		

様式第６号(第６条関係)

文化会館使用料減免決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

美里町長　　印

年　　月　　日付けで申請のありました美里町文化会館使用料の減免について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

使用料総額	円
減免する金額	円
納付する金額	円
決定事由	

様式第７号(第７条関係)

文化会館使用料返還申請書

年　　月　　日

美里町長　殿

申請者　住　　所
団 体 名
代表者名
電話番号

美里町文化会館条例第１１条ただし書の規定により、文化会館使用料の返還を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

使用許可年月日	年　　月　　日
使用予定年月日	自　　年　　月　　日(　　)　時　　分　～　時　　分 至　　年　　月　　日(　　)　時　　分　～　時　　分
使用予定施設	大ホール、練習室（第１練習室、第２練習室）、ホワイエ 楽　屋（第１楽屋、第２楽屋、第３楽屋）、浴室
使用目的	
返還を受けようとする理由	
返還を受けようとする金額	金　　円
備　　考	美里町文化会館使用許可書を添付

様式第８号(第７条関係)

文化会館使用料返還決定通知書

第　　号
年　　月　　日

様

美里町長　　印

　　年　　月　　日付けで申請のありました美里町文化会館使用料返還申請について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

納　入　額	円
返　還　額	円
返還後の金額	円
決　定　事　由	